

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年9月1日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 都市整備課の平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期日 平成29年6月30日から平成29年7月14日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
市営住宅関係簿冊等において、伺書の決裁月日の未記入が散見されるため、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めること。	決裁月日について文書主任を中心に十分注意し、文書管理規程に基づいた適正な事務を行うよう職員を指導します。